

佐賀県訓令甲第9号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成26年8月29日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(佐賀県文書規程の一部改正)

第1条 佐賀県文書規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長をいう。</p> <p>(12)～(22) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 所長 所の長<u>(農林事務所地域農業改良普及センター長を含む。)</u>をいう。</p> <p>(12)～(22) 略</p>

(佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正)

第2条 佐賀県職員被服類貸与規程(昭和55年佐賀県訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後						
別表第1(第2条、第7条、第8条)					別表第1(第2条、第7条、第8条)						
区分	被貸与者		貸与品			区分	被貸与者		貸与品		
	職員の範囲		品目	数量	貸与期間		職員の範囲		品目	数量	貸与期間

改正前					改正後					
				(年)					(年)	
1	略				1	略				
2	被服 類の汚 損が著 しい職 にある 職員	(1)~(6) 略			2	(1)~(6) 略				
		(7) 工業技術センタ ーに勤務する職員				(7) 工業技術センタ ーに勤務する職員			略	
		略				(8) 農林 事務所に 勤務し、 現場で管 理、監督 又は指導 業務に従 事する職 員	林業	夏作業服A (上、下)	1	3
							業務に 従事す る職員	冬作業服A (上、下)	1	3
								安全靴又は 登山靴	1	3
					農業		夏作業服A (上、下)	1	3	
					土木業	冬作業服A (上、下)	1	3		
					職員	ゴム長靴	1	2		
					農業	夏作業服A (上、下)	1	3		
					振興業	冬作業服A (上、下)	1	3		
					務又は 管理換 地業務 に従事 する職 員					
					農業	夏作業服A (上、下)	1	3		
					改良普					

改正前					改正後				
						及業務 に従事 する職 員	冬作業服A (上、下) ゴム長靴	1 1	3 2
	(8) 農業技術防除センターで専門技術の普及指導業務に従事する職員	略				(9) 農業技術防除センターで専門技術の普及指導業務に従事する職員	略		
	(9) 地域農業改良普及センターに勤務する職員	農業改良普及員	夏作業服A (上、下)	1	3				
			冬作業服A (上、下)	1	3				
			ゴム長靴	1	2				
		生活改良普及員	夏作業服A (上、下)	1	3				
			冬作業服A (上、下)	1	3				
	(10)～(14) 略					(10)～(14) 略			
	(15) 建築住宅課に勤務し、現場で管理、監督又は指導業務に従事する職員	略				(15) 建築住宅課に勤務し、現場で管理、監督又は指導業務に従事する職員	略		
	(16) 農林事務所に勤務し、現場で管	林業業務に従事する職員	夏作業服A (上、下)	1	3				
				冬作業服A (上、下)	1	3			

改正前						改正後					
	理、監督 又は指導 業務に従 事する職 員		安全靴又は 登山靴	1	3						
		農業 土木業 務に従 事する 職員	夏作業服 A (上、下)	1	3						
			冬作業服 A (上、下)	1	3						
		農業 振興業 務又は 管理換 地業務 に従事 する職 員	夏作業服 A (上、下)	1	3						
		冬作業服 A (上、下)	1	3							
(17) ~ (24) 略						(16) ~ (23) 略					
(25) その他被服の汚 損が著しい業務に常 時従事する職員((1) から(24)までに該当 する者を除く。)			略			(24) その他被服の汚 損が著しい業務に常 時従事する職員((1) から(23)までに該当 する者を除く。)			略		
3 ~ 6 略						3 ~ 6 略					

附 則

この訓令は、平成26年9月1日から施行する。